

松浦市社会福祉協議会災害ボランティア事前登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人松浦市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、災害発生時に自発的に被災者支援活動等を希望する個人及び団体が迅速かつ効果的な被災者支援活動等を行えるように事前に登録（以下「事前登録」という。）を行い、平常時においても相互連携等について必要な事項を定めるものとする。

(事前登録要件)

第2条 本会に災害ボランティアとして事前登録できる者は、次のとおりとする。

- 2 災害ボランティア活動に理解と熱意があり、自発的な意思で活動を希望する個人、並びにそれらの者で構成される団体とする。
- 3 事前登録できる年齢は、登録しようとする日において18歳以上である者とする。

(登録方法)

第3条 事前登録を希望する個人、並びに団体は、「災害ボランティア事前登録申込書（様式1-1または1-2）」（以下、「申込書」という。）に必要事項を記入の上、本会へ提出する。

- 2 申込書を本会が受け付けた日を登録日とする。

(登録内容の変更)

第4条 登録者は登録内容に変更が生じた場合は、速やかに本会へ「事前登録情報更新・変更届（様式2-1または2-2）」を提出するものとする。

(登録の取り消し)

第5条 本会は次のいずれかに該当する場合は、登録を抹消するものとする。

- (1) 登録者が事前登録の辞退を申し出たとき。
- (2) 登録者が公序良俗に反する行為やボランティアとしてふさわしくない行為をしたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本会が登録者として不適格と認めるとき。

(要請)

第6条 本会は、市との連携により、松浦市内での災害発生時に災害ボランティアの活動が必要と判断した場合には登録者に支援要請を行う。

(登録者への情報提供)

第7条 登録者に対し、災害ボランティア活動における講習会・研修会・訓練等の情報提供を行う。

(講習会の実施)

第8条 登録者に対し、災害ボランティア活動における講習会等を実施する。

(ボランティア活動保険の加入)

第9条 登録者が災害ボランティア活動を行う場合は、活動中の事故に備え、ボランティア活動保険に加入するものとする。

2 ボランティア活動保険未加入の登録者が本会の要請で原則として松浦市内で災害ボランティア活動を行う場合の必要最低限のボランティア活動保険料は本会が負担する。

(個人情報の取り扱い)

第10条 登録者の個人情報は、第1条の趣旨を達成するためにのみ利用し、本人の同意がある場合に限り、災害発生時の連絡および支援活動に必要な範囲のみ、他の関係機関に提供し、又は連絡調整に利用することができる。

(補償)

第11条 登録者が災害ボランティア活動時に被った事故等による補償は、第9条のボランティア活動保険の適用範囲で対応するものとする。

2 本会は、登録者又は第三者が災害ボランティア活動時に被った事故及び補償等については、その責めを負わないものとする。

(その他)

第12条 災害発生時及び発生後のボランティア登録についても、この要綱に準じる。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会の会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。